

# 下水道使用料の見直しの素案 ～現時点での市の考え方～

平成30年8月 下水道課

広報紙5月15日号では、市の下水道事業の現状や取組をお知らせしました。今回は、使用料の見直しの素案について、現時点での市の考え方や、具体例による使用料の試算などをお伝えします。これらの使用料案については、9月議会に条例案を上程し、市議会で審議していただく予定です。下水道事業が将来にわたり安定的にサービスを提供できるよう、ご理解をお願いいたします。

# いつから？どう変わる？

今回の使用料の見直しは、国の基準による「適正な使用料(※1)」とするため、目標平均改定率を32.2%としています。市では、市民の皆さまへの影響を考慮し、平成31年4月と平成34年4月の2回に分けて引き上げたいと考えています。それぞれの平均改定率は、1回目は14.8%、2回目は14.5%となります。

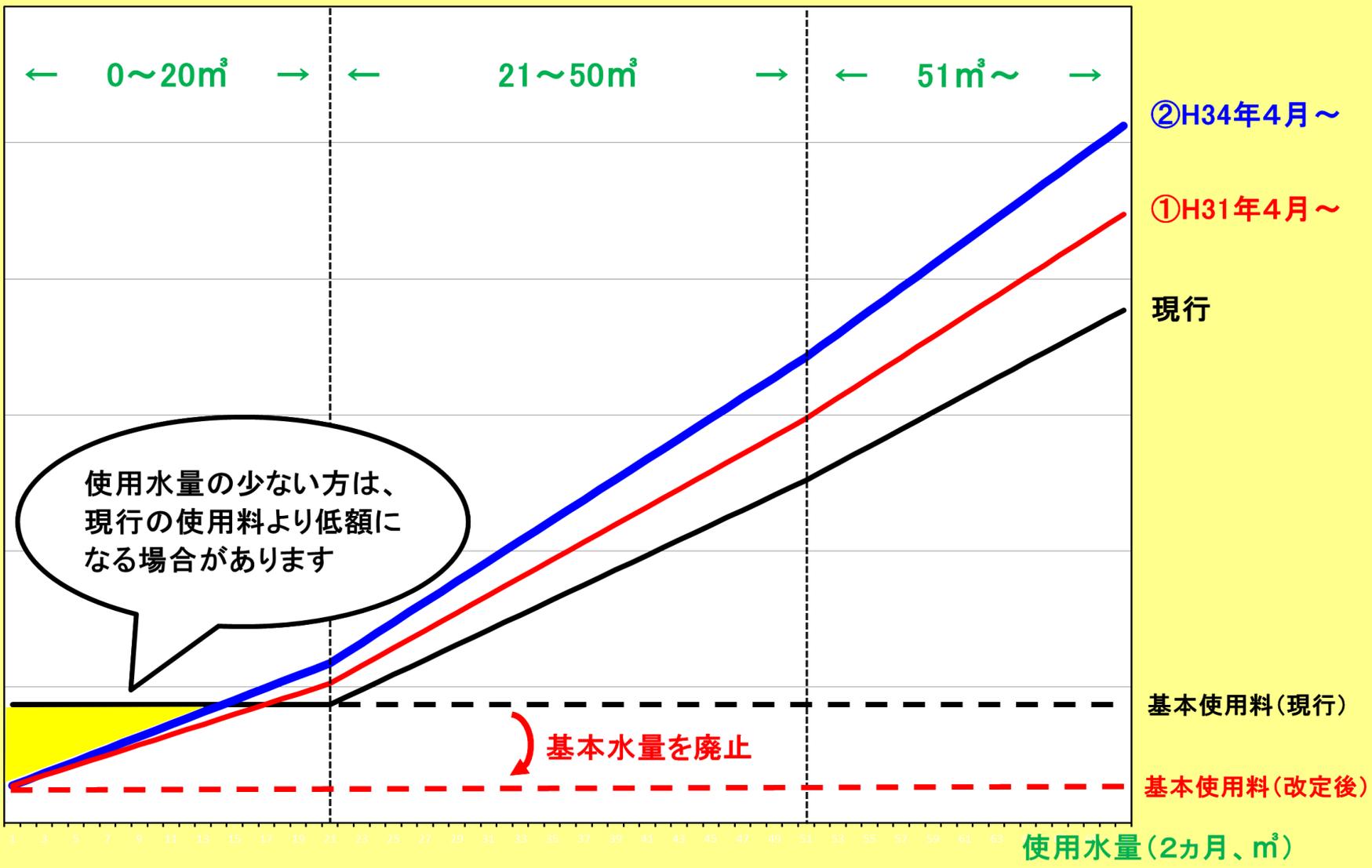
現行の使用料からの大きな変更点は、完全従量制(使った水量に応じて使用料が決まる使用料体系)の導入です。現行の使用料では、全ての利用者にご負担いただく基本使用料に、2カ月で20m<sup>3</sup>分の使用料が含まれています。今回の見直しでは、基本水量を廃止し、基本使用料を低く抑えることを考えています。

## 改定後の2カ月単位の使用料体系

		現行 (20m <sup>3</sup> まで)	1回目改定案 (平成31年4月～)	2回目改定案 (平成34年4月～)
基本使用料		1,740円	550円	
従量使用料 (使用水量1m <sup>3</sup> につき)	0～20m <sup>3</sup>	-	75円	90円
	21～50m <sup>3</sup>	110円	130円	150円
	51～100m <sup>3</sup>	125円	150円	170円
	101～200m <sup>3</sup>	135円	160円	185円
	201m <sup>3</sup> ～	145円	175円	200円

# 参考:改定のイメージ

使用料(2ヵ月)



# 我が家の使用料はいくら？

改定後の使用料がいくらになるかイメージしていただけるよう、次の3つの例(世帯人員と2カ月分の使用水量)で試算しました。

- ①1人暮らしの方 = 10m<sup>3</sup>
- ②標準的なご家庭(3人世帯) = 40m<sup>3</sup>
- ③世帯人員の多いご家庭 = 60m<sup>3</sup>

## 改定案による使用料の試算

下記の使用料は、請求単位となる2カ月で試算しました。(カッコ内は1カ月あたりの使用料です)。それぞれの使用料に、消費税相当額が加算されます。実際の請求は水道料金といっしょに行います。

使用水量	主な利用者	現行	1回目の改定 (平成31年4月～)		2回目の改定 (平成34年4月～)		
		使用料	使用料	現行使用料 からの増減額	使用料	1回目の改定案 からの増減額	現行使用料 からの増減額
10m <sup>3</sup>	一人暮らしの方	1,740円 (870円)	1,300円 (650円)	△440円 (△220円)	1,450円 (725円)	+150円 (+75円)	△290円 (△145円)
40m <sup>3</sup>	標準的な家庭	3,940円 (1,970円)	4,650円 (2,325円)	+710円 (+355円)	5,350円 (2,675円)	+700円 (+350円)	+1,410円 (+705円)
60m <sup>3</sup>	人数の多い家庭	6,290円 (3,145円)	7,450円 (3,725円)	+1,160円 (+580円)	8,550円 (4,275円)	+1,100円 (+550円)	+2,260円 (+1,130円)

※1 国の示す基準に基づく使用料は、2カ月40m<sup>3</sup>で6,000円